

令和 3 年 9 月 3 日

保護者の皆様

三木市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止のための学級閉鎖等の基準について
(お知らせとお願い)

日ごろから本市教育・保育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。さて、みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、この度の文部科学省や兵庫県教育委員会からの通知を受けて、三木市立学校園の学級閉鎖等の基準を見直しましたので、お知らせします。

保護者の皆様には、「家庭や園に持ち込まない、広げない」を基本に、引き続き、園と連携した感染対策をお願いします。

記

1 感染者が判明した時の対応

園・職員等に感染者が判明したときは、当該感染者の濃厚接触者の調査や園施設の消毒等の初期対応を行うため、必要な期間、園閉鎖（臨時休園）等をする場合があります。

※ 濃厚接触者が園の関係者にいないと判断された場合は、園閉鎖（臨時休園）等を行いません。

※ 加東健康福祉事務所の指示又は園医の助言を受けながら、園閉鎖（臨時休園）を行わず、学年閉鎖又は学級閉鎖とすることができるものとします。

2 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高く、学級閉鎖の状態と認められた時の対応

【新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の基準】

- (1) 同一の学級において複数の園児等の感染が判明した場合。
- (2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。
- (3) 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。
- (4) その他、設置者で必要と判断した場合。

※ (1)～(3)については、園に2週間以上来ていない者の発症は除きます。

※ 学年で学級閉鎖が複数に及ぶ場合は学年閉鎖、学年閉鎖が複数に及ぶ場合は園閉鎖（臨時休園）とします。

○ 1号認定児…学校に準拠した学級閉鎖による出席停止扱いとし、その期間は自宅待機とします。

○ 2・3号認定児…1号認定児と同じく、学校に準拠した学級閉鎖による出席停止扱いとし、その期間は自宅待機とします。ただし、どうしても保護者の就労の必要等がある場合は、保育の受入れを行います。

3 学級閉鎖等の期間

加東健康福祉事務所や園医等の助言を受けながら、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、園児等への影響、園の運営状況等を踏まえて判断します。

4 人権への配慮

感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別的な言動は決して許されるものではありません。人権に配慮するとともに、個人情報への取扱いにも留意するよう、園でも十分に指導を行います。家庭でも格段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いたします。